

新旧対照表

○三重県農産物検査に関する事務処理要領等の一部改正

新	旧
三重県農産物検査に関する事務処理要領	三重県農産物検査に関する事務処理要領
<p>地域登録検査機関の登録等 第1～第4 (略) 第5 業務規定の届出等 1～2 (略)</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>～ (略)</p> <p><u>附 則</u> <u>この要領は令和3年9月1日から適用する。</u></p> <p>別紙1 地域登録検査機関の登録等申請手続きマニュアル</p> <p>第1 地域登録検査機関の登録等の申請 1 登録等申請書 (1)～(2)略 (3)変更登録の申請 ア (ア)～(イ) (略) (ウ)農産物検査を行う農産物検査員の氏名及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類 (エ) (略) イ (ア)～(イ) (略) <u>(ウ)</u>直近の登録更新申請書(登録更新を行っていない場合は、登録申請書)</p>	<p>地域登録検査機関の登録等 第1～第4 (略) 第5 業務規定の届出等 1～2 (略)</p> <p><u>3 等級証印及び農産物検査員認印の印影の届出</u> <u>地域登録検査機関は、農産物検査の業務の開始までに、等級証印印影届出書及び農産物検査員認印印影届出書を知事に届け出るものとする。</u></p> <p>～ (略)</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>別紙1 地域登録検査機関の登録等申請手続きマニュアル</p> <p>第1 地域登録検査機関の登録等の申請 1 登録等申請書 (1)～(2)略 (3)変更登録の申請 ア (ア)～(イ) (略) (ウ)農産物検査を行う農産物検査員の氏名、<u>住所</u>及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類 (エ) (略) イ (ア)～(イ) (略) (ウ) <u>等級証印印影届出書</u> <u>(エ)農産物検査員認印印影届出書</u> <u>(オ)</u>直近の登録更新申請書(登録更新を行っていない場合は、登録申請書)</p>

2 申請における留意事項

(1)～(5) (略)

3 登録事項の変更の届出等

(1) (略)

(2)

ア

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 農産物検査を行う農産物検査員の氏名及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

(エ) (略)

イ

(ア) (略)

(イ) 登録抹消願書(様式第3号)

(ウ) 次に掲げる証明書

a～b (略)

4 (略)

第2 等級証印の管理等

1 等級証印の管理

(1) 地域登録検査機関は、等級証印を適切に管理するため、業務規程に管理方法を定める。

(削除)

(2) 地域登録検査機関は、等級証印の不正使用を発見したときは、直ちに知事に報告し適切な措置を講じること。

2 押印用インクの安全性の確保

地域登録検査機関は、農産物の包装の表面に等級証印を押印するときは、食品衛生上有害なものが含まれていないインクを使用しなければならない。

2 申請における留意事項

(1)～(5) (略)

3 登録事項の変更の届出等

(1) (略)

(2)

ア

(ア)～(イ) (略)

(ウ) 農産物検査を行う農産物検査員の氏名、住所及び当該農産物検査員が農産物検査を行う農産物の種類

(エ) (略)

イ

(ア) (略)

(イ) 農産物検査員認印廃止届出書(様式第2-2号)

(ウ) 登録抹消願書(様式第5号)

(エ) 次に掲げる証明書

a～b (略)

4 (略)

第2 等級証印及び農産物検査員認印の印影の届出等

1 等級証印及び農産物検査員認印の印影の届出

地域登録検査機関は、農産物検査の業務の開始までに、様式第1号による等級証印印影届出書及び様式第2-1号による農産物検査員認印印影届出書を知事に届け出る。

また、農産物検査員認印の印影を変更し、又は廃止した場合であっても同様とする。

2 等級証印及び農産物検査員認印の管理

(1) 地域登録検査機関は、等級証印及び農産物検査員認印を適切に管理するため、業務規程に管理方法を定める。

(2) 地域登録検査機関は、農産物検査員認印を検査結果の証明以外に農産物検査の事務等に使用する場合、業務規程に使用範囲を明確に定めること。

(3) 地域登録検査機関は、等級証印及び農産物検査員認印の不正使用を発見したときは、直ちに知事に報告し適切な措置を講じること。

3 押印用インクの安全性の確保

地域登録検査機関は、農産物の包装の表面に等級証印及び農産物検査員認印を押印するときは、食品衛生上有害なものが含まれていないインクを使用しなければならない。

3 検査証明事項の訂正方法

- (1) 地域登録検査機関は、農作物検査法第13条第2項の規定する紛らわしい表示とならないように、業務規定に検査証明事項の訂正方法を定めること。
- (2) 業務規定に検査証明事項の訂正方法の定めがない場合には、別紙参考に示されている訂正方法によらなければならない。
- (3) 電子処理情報組織を使用する方法を用いる場合は、訂正の履歴を残さなければならない。

(削除)

第3 帳簿(略)

第4 成分検査業務の委託の届出

- 1 法第28条の規定に基づき、成分検査に関する業務のうち試料の分析の業務及びその分析の結果に基づいて行う検査証明の業務以外の業務を他の登録検査機関に委託しようとする登録検査機関(以下「委託登録検査機関」という。)は、規則第24条第1項の規定に基づきあらかじめ届け出ることとされており、委託登録検査機関のうち地域登録検査機関(以下「委託地域登録検査機関」という。)は、様式第1号の成分検査業務委託届出書により知事に届け出る。

なお、当該届出書は、法第17条第7項の規定に基づく同条第4項第6号に掲げる事項の変更の届出を兼ねるものとする。

2~3 (略)

4 委託事項変更の届出

委託地域登録検査機関は、規則第24条第1項第2号及び第3号に掲げる事項を変更しようとするときは、規則第24条第2項の規定に基づき、様式第1号の成分検査業務委託届出書をあらかじめ知事に届け出るとともに受託登録検査機関に通知するものとする。

なお、委託の内容の変更に伴い準則を変更したときは、受託登録検査機関に通知するとともに成分検査業務委託変更届出書と併せて、知事に届け出るものとする

5 (略)

(新規)

4 農産物検査員認印の印影の変更等の届出

地域登録検査機関は、農産物検査員認印の印影を変更する場合及び農産物検査員が退職等により当該農産物検査員認印の使用を中止する場合は、様式第2-2号による農産物検査員認印廃止届出書を知事に提出する。

第3 帳簿(略)

第4 成分検査業務の委託の届出

- 1 法第28条の規定に基づき、成分検査に関する業務のうち試料の分析の業務及びその分析の結果に基づいて行う検査証明の業務以外の業務を他の登録検査機関に委託しようとする登録検査機関(以下「委託登録検査機関」という。)は、規則第24条第1項の規定に基づきあらかじめ届け出ることとされており、委託登録検査機関のうち地域登録検査機関(以下「委託地域登録検査機関」という。)は、様式第3号の成分検査業務委託届出書により知事に届け出る。

なお、当該届出書は、法第17条第7項の規定に基づく同条第4項第6号に掲げる事項の変更の届出を兼ねるものとする。

2~3 (略)

4 委託事項変更の届出

委託地域登録検査機関は、規則第24条第1項第2号及び第3号に掲げる事項を変更しようとするときは、規則第24条第2項の規定に基づき、様式第3号の成分検査業務委託届出書をあらかじめ知事に届け出るとともに受託登録検査機関に通知するものとする。

なお、委託の内容の変更に伴い準則を変更したときは、受託登録検査機関に通知するとともに成分検査業務委託変更届出書と併せて、知事に届け出るものとする

5 (略)

第5 農産物検査員証の再交付等の届出

- 1 農産物検査員証を紛失したときは、様式第2号により知事に再交付を依頼する。地域登録検査機関の名称又は農産物検査員の氏名、検査を行う区域、検査を行う農産物の種類が変更される場合には、第1の1の(1)の変更登録の申請又は第1の3の(1)の登録事項の変更の届出を行うとともに、変更が生じる農産物検査員証を知事に返還する。
- 2 地域登録検査機関は、農産物検査員を登録台帳から抹消するときは、様式第3号により知事に届け出るとともに、当該農産物検査員の農産物検査員証を知事に返還する。

(別紙参考)

登録証明事項の訂正方法

検査証明書			
何年産	種類	荷造り、包装及び左記の事項を証明する	
銘柄			
正味重量企画	何 kg		
			〇〇登録検査機関
			検査年月日

種類、年度...当該農産物の検査を行う登録検査機関の農産物検査員の認印の押印により行う。
銘柄...誤った記載事項を抹消の上、農産物検査員の認印を押印し、適正な記載事項を記載する。
量目...手順8の に規定された方法による。
検査証明月日、登録検査機関名(機関名付き日付印)...誤って押印した場合は、
(ア) 認印をマジック等により二重線又は×書きで抹消し、余白に正しい印を鮮明に押印する。
(イ) 誤印の上に誤印を逆さにして重ねて押印することによって印影を不鮮明にして、余白に正しい印を鮮明に押印する。

第5 農産物検査員証の再交付等の届出

- 1 農産物検査員証を紛失したときは、様式第4号により知事に再交付を依頼する。地域登録検査機関の名称又は農産物検査員の氏名、検査を行う区域、検査を行う農産物の種類が変更される場合には、第1の1の(1)の変更登録の申請又は第1の3の(1)の登録事項の変更の届出を行うとともに、変更が生じる農産物検査員証を知事に返還する。
- 2 地域登録検査機関は、農産物検査員を登録台帳から抹消するときは、様式第5号により知事に届け出るとともに、当該農産物検査員の農産物検査員証を知事に返還する。

(新設)

(削除)

様式第1号

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所 _____
名 称 _____
代表者氏名 _____

等級証印印影届出書

印影使用開始年月日： 年 月 日

等級認印の区分	印 影

(削除)

様式第2 - 1号

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所 _____
名 称 _____
代表者氏名 _____

農産物検査員認印印影届出書

印影使用開始年月日： 年 月 日

農産物検査員指名	証明書番号	印 影

(削除)

様式 1号 (成分検査業務委託届出書)
(略)

様式 2号 (再交付願 (紛失届))
(略)

様式 3号 (登録抹消願書)
(略)

様式第2 - 2号

年 月 日

三重県知事 宛て

住 所 _____
名 称 _____
代表者氏名 _____

農産物検査員認印廃止届出書

次の農産物検査員の認印を廃止しましたので、届出いたします。
なお、認印は再利用できないよう廃棄しました。

印影廃止年月日： _____ 年 月 日

<u>農産物検査員指名</u>	<u>証明書番号</u>	<u>印 影</u>

様式 3号 (成分検査業務委託届出書)
(略)

様式 4号 (再交付願 (紛失届))
(略)

様式 5号 (登録抹消願書)
(略)

地域登録検査機関の登録申請手続

1～3 (略)

4 登録申請に必要な書類について

- (1) 地域登録検査機関の登録申請書(県細則第1号様式)
(注: 収入証紙を申請書に貼り付けること)
- (2) 添付書類
 - ① 定款及び登記事項証明書
 - ② 役員の氏名及び住所を記載した書面
 - ③ 申請の日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書
 - ④ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び収支予算に関する書類(申請時に翌事業年度の予算が決定していない等、知事がやむを得ないと認める事情により、当該書類が作成されていない場合には、作成後速やかに提出することを条件として申請書を提出する。)
 - ⑤ 申請者の組織に関する規程、業務の執行に関する規程、業務分担表等の書類
 - ⑥ 検査場所(年間を通じて農産物検査を行う場所に限る。)に関する書類(所在地の地図・見取り図、検査場所の写真(全体・内部等)及び検査場所を所有すること又は検査場所として利用可能なことを証明する書類(登記簿、賃貸借契約書、所有者の承諾書等))
 - ⑦ 農産物検査に必要な器具機材の写真
なお、計量法(平成4年法律第51号)に規定する特定計量器には、定期検査を行っていることがわかる写真等を添付する。

5 業務規程の取扱いについて

- (1) 業務規程の記載内容
登録検査機関は、農産物検査の業務の開始までに、業務規程を様式例第1号に倣って作成する。
- (2) 業務規程の届出
確認に必要な書類を添付して知事に届け出る。
- (3) 変更登録及び登録事項の変更に伴い業務規程を変更するときも同様とする。

6 登録の更新について

- (1) 登録更新手数料 10,100円
(品位等検査及び成分検査の両方を行う場合でもそれぞれの手数料とする。)
- (2) 登録の更新の際には、登録検査機関が登録要件に適合しているか定期的に確認する必要があることから、登録と同様に添付書類の確認を行う。

7 変更登録について

- (1) 登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類、農産物検査の登録の区分、農産物検査を行う区域を変更する場合に、変更登録を行う。
- (2) 変更登録手数料
 - ① 変更登録(登録の区分の増加に係るものに限る。) 1件につき 15万円
 - ② 変更登録(農産物の種類の増加に係るものに限る。) 1件につき 3万円
- (3) 変更登録は、いずれも農産物検査を行う場合の能力的変更を伴うものであることから、農産物検査員並びに機械器具その他の設備及びその所在場所については、登録の場合と同様に確認を行う。

成分検査に関する業務の委託関係 (略)

地域登録検査機関の登録申請手続

1～3 (略)

4 登録申請に必要な書類について

- (1) 地域登録検査機関の登録申請書(県細則第1号様式)
(注: 収入証紙を申請書に貼り付けること)
- (2) 添付書類
 - ① 定款及び登記事項証明書
 - ② 役員の氏名及び住所を記載した書面
 - ③ 申請の日の属する事業年度の前事業年度の貸借対照表及び損益計算書又は収支計算書
 - ④ 申請の日の属する事業年度及び翌事業年度の事業計画及び収支予算に関する書類(申請時に翌事業年度の予算が決定していない等、知事がやむを得ないと認める事情により、当該書類が作成されていない場合には、作成後速やかに提出することを条件として申請書を提出する。)
 - ⑤ 申請者の組織に関する規程、業務の執行に関する規程、業務分担表等の書類
 - ⑥ 検査場所(年間を通じて農産物検査を行う場所に限る。)に関する書類(所在地の地図・見取り図、検査場所の写真(全体・内部等)及び検査場所を所有すること又は検査場所として利用可能なことを証明する書類(登記簿、賃貸借契約書、所有者の承諾書等))
 - ⑦ 農産物検査に必要な器具機材の写真
なお、計量法(平成4年法律第51号)に規定する特定計量器には、定期検査を行っていることがわかる写真等を添付する。

5 業務規程の取扱いについて

- (1) 業務規程の記載内容
登録検査機関は、農産物検査の業務の開始までに、業務規程を様式例第1号に倣って作成する。
- (2) 業務規程の届出
確認に必要な書類を添付して知事に届け出る。
- (3) 変更登録及び登録事項の変更に伴い業務規程を変更するときも同様とする。

(1) 登録検査機関は、農産物検査の業務の開始までに、様式第1号による等級証印影届出書及び様式第5号による農産物検査員認印影届出書を知事に提出する。
(2) 等級証印及び農産物検査員の認印の印影を変更した場合であっても同様とする。

7 登録の更新について

- (1) 登録更新手数料 10,100円
(品位等検査及び成分検査の両方を行う場合でもそれぞれの手数料とする。)
- (2) 登録の更新の際には、登録検査機関が登録要件に適合しているか定期的に確認する必要があることから、登録と同様に添付書類の確認を行う。

8 変更登録について

- (1) 登録検査機関が農産物検査を行う農産物の種類、農産物検査の登録の区分、農産物検査を行う区域を変更する場合に、変更登録を行う。
- (2) 変更登録手数料
 - ① 変更登録(登録の区分の増加に係るものに限る。) 1件につき 15万円
 - ② 変更登録(農産物の種類の増加に係るものに限る。) 1件につき 3万円
- (3) 変更登録は、いずれも農産物検査を行う場合の能力的変更を伴うものであることから、農産物検査員並びに機械器具その他の設備及びその所在場所については、登録の場合と同様に確認を行う。

成分検査に関する業務の委託関係 (略)

農産物検査業務規程記載事項（例）	作成のポイント	農産物検査業務規程記載事項（例）	作成のポイント
<p>農産物検査業務規程 （登録検査機関名）</p> <p>第1章 総則 （総則） 第1条～第15条（略）</p> <p>（検査試料の採取） 第16条 検査試料の採取は、農林水産大臣が定める標準抽出方法に従って行うものとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>〔外国産農産物に係る品位等検査及び成分検査を行う場合〕</p> <p>2 採取した試料は、本会が検査後年間保存するものとする。</p> <p>3 保管期間を経過した採取試料は、検査請求者の不利益とならない範囲内で、本会において処分するものとする。</p> </div>	<p>（総則） （略）</p> <p>（検査試料の採取）</p> <p>1 標準抽出方法に従って行うことを規定していること。</p> <p>2 外国産農産物に係る品位等検査及び成分検査の場合、採取した検査試料の保管管理について規定していること。</p> <p><u>3 農産物検査法施行規則に基づき標準抽出方法を定める件（平成13年3月22日農林水産省告示。以下「標準抽出方法を定める告示」という。）第一の一の(三)及び二の(二)に定められた大規模乾燥調製貯蔵施設等における試料が特に均一であると認められると判断した検査荷口についての簡素化された抽出方法（以下「簡素化された抽出方法」）によるサンプリングの実施方法について規定していること。</u></p> <p><u>(3-1 判断する基準について)</u></p> <p><u>農林水産省ホームページに掲載されている「均一性チェックシート」等を用い、二項分布で算出された着色粒の混入確率と穀粒判別機の着色粒の測定値を比較し、均一であること。</u></p> <p><u>二項分布内で特定の傾向がないこと</u></p> <p><u>なお、「特定の傾向」とは、採取した20試料において、着色粒が時間</u></p>	<p>農産物検査業務規程 （登録検査機関名）</p> <p>第1章 総則 （総則） 1条～第15条（略）</p> <p>（検査試料の採取） 第16条 検査試料の採取は、農林水産大臣が定める標準抽出方法に従って行うものとする。</p> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px;"> <p>〔外国産農産物に係る品位等検査及び成分検査を行う場合〕</p> <p>2 採取した試料は、本会が検査後年間保存するものとする。</p> <p>3 保管期間を経過した採取試料は、検査請求者の不利益とならない範囲内で、本会において処分するものとする。</p> </div>	<p>（総則） （略）</p> <p>（検査試料の採取）</p> <p>1 標準抽出方法に従って行うことを規定していること。</p> <p>2 外国産農産物に係る品位等検査及び成分検査の場合、採取した検査試料の保管管理について規定していること。</p> <p><u>(新設)</u></p>

	<p><u>軸により、混入割合に増加傾向又は減少傾向があると判断される状態をいう。</u></p> <p><u>(3-2 施設の公表について)</u></p> <p><u>飼料が特に均一であると判断された施設名並びに、都道府県及び市町を記載した所在地を整理し、ホームページに掲載する等関係者が随時縦覧できるよう必要な措置を講じること。</u></p> <p><u>上記を整理する際に、判断した試料データ及び判断を行った者等根拠資料の保存を規定すること。</u></p> <p><u>(3-3 検査方法について)</u></p> <p><u>簡素化された抽出方法により実施する条件とその方法を規定すること。</u></p> <p><u>均一性が認められない場合は、標準抽出方法を定める告示第一の一の(一)及び(二)並びに第二の(一)に定められた抽出方法によることを規定すること。</u></p> <p><u>均一性が確認された大規模乾燥調製貯蔵施設等においては、検査請求を受けたロットから採取されたサンプルについて、合成・縮分する前に品質が均一で特定の傾向がないか確認する旨を規定すること。</u></p> <p><u>(3-4 試料の採取方法について)</u></p> <p><u>試料が特に均一と判断されたロットからの試料の採取方法を規定すること。</u></p>		
--	---	--	--

<p>(農産物検査の業務の実施方法) 第 17 条 (略)</p> <p>(検査証明) 第 18 条 検査証明は、法第 13 条第 1 項及び規則第 10 条の規定に従って行うものとする。</p> <p>(農産物検査の結果の通知) 第 19 条 農産物検査員は、様式第 号により農産物検査の実施後すみやかに検査証明書を検査請求者に通知するものとする。</p>	<p>(農産物検査の業務の実施方法) (略)</p> <p>(検査証明) 1 検査証明は、法令の定めるところにより行うことを規定していること。 <u>2 検査証明書又は検査証明事項を QR コード、バーコード、RFID 等照会コードを用いて電子情報処理組織を使用する方法により提供する場合は、その取扱方法を業務規定に規定すること。</u> 3 <u>上記 2 を規定する場合には、必要な情報セキュリティ対策を講じ、その内容を業務規定とともに保存すること。</u> 4 <u>あらかじめ等級証印を印刷した紙袋を農産物検査で使用する場合には、その在庫情報も含めて登録検査機関として適切な管理を行うことを規定していること。</u></p> <p>(農産物検査の結果の通知等) 農産物検査結果の通知を行う場合には、発行様式及び農産物検査員の認印の使用等定めること。 なお、農産物検査結果の通知には、最低限次に掲げる事項が記載されていることが望ましい。 (1) 請求者氏名及び住所 <u>(削除)</u> <u>(2) 検査結果別数量</u> <u>(3) 格付理由</u> <u>(4) 検査年月日</u></p>	<p>(農産物検査の業務の実施方法) 第 17 条 (略)</p> <p>(検査証明) 第 18 条 検査証明は、法第 13 条第 1 項及び規則第 10 条の規定に従って行うものとする。</p> <p>(農産物検査の結果の通知) 第 19 条 農産物検査員は、様式第 号により農産物検査の実施後すみやかに検査証明書を検査請求者に通知するものとする。</p>	<p>(農産物検査の業務の実施方法) (略)</p> <p>(検査証明) 検査証明は、法令の定めるところにより行うことを規定していること。 <u>(新設)</u></p> <p>(農産物検査の結果の通知等) 農産物検査結果の通知を行う場合には、発行様式及び農産物検査員の認印の使用等定めること。 なお、農産物検査結果の通知には、最低限次に掲げる事項が記載されていることが望ましい。 (1) 請求者氏名及び住所 <u>(2) 農産物検査を行った農産物検査員の氏名</u> <u>(3) 検査結果別数量</u> <u>(4) 格付理由</u> <u>(5) 検査年月日</u></p>
---	---	---	--

<p>(帳簿の作成及び保存)</p> <p>第20条 本会は、様式 号の帳簿を作成し、5年間保存するものとする。</p> <p>第5章 検査手数料等</p> <p>第5章 検査手数料等 (検査手数料) 第21条～第23条 (略)</p> <p>第6章 農産物検査を行う組織 (組織) 第24条～第28条 (略)</p> <p>第7章 農産物検査の公正な実施のために必要な事項 (農産物検査員の教育及び訓練) 第29条～第35条 (略)</p> <p>(等級証印の管理) 第36条 等級証印を適切に管理するものとする。</p> <p><u>(検査証明事項の訂正方法)</u> <u>第36条の2 地域登録検査機関は、農産物検査法第13条第2項に規定する紛らわし</u></p>	<p>(帳簿の作成及び保存)</p> <p>1 帳簿の様式は、<u>農産物検査法施行規則(昭和26年農林省令第32号)第22条第2項</u>に定める事項が網羅されていること。</p> <p>2 帳簿が必要な期間適正に保存されるものであること。</p> <p>3 電子媒体により保存する場合は、その旨記載されていること。</p> <p>4 本マニュアル中の様式に囚われず実際に保存される様式であること。</p> <p><u>5 複数の抽出方法によりサンプリングを行った場合、抽出方法ごとに帳簿を作成・保存しておくこと。</u></p> <p>(検査手数料) (略)</p> <p>(組織) (略)</p> <p>(農産物検査員の教育及び訓練) (略)</p> <p>(等級証印の管理) 等級証印及び農産物検査員の認印の保管場所を特定し、許可なく持ち出せないように厳重に保管していること。</p>	<p>(帳簿の作成及び保存)</p> <p>第20条 本会は、様式 号の帳簿を作成し、5年間保存するものとする。</p> <p>第5章 検査手数料等 (検査手数料) 第21条～第23条 (略)</p> <p>第6章 農産物検査を行う組織 (組織) 第24条～第28条 (略)</p> <p>第7章 農産物検査の公正な実施のために必要な事項 (農産物検査員の教育及び訓練) 第29条～第35条 (略)</p> <p>(等級証印及び農産物検査員の認印の管理) 第36条 等級証印<u>及び農産物検査員の認印</u>を適切に管理するものとする。</p> <p><u>(新設)</u></p>	<p>(帳簿の作成及び保存)</p> <p>1 帳簿の様式は、<u>法令</u>に定める事項が網羅されていること。</p> <p>2 帳簿が必要な期間適正に保存されるものであること。</p> <p>3 電子媒体により保存する場合は、その旨記載されていること。</p> <p>4 本マニュアル中の様式に囚われず実際に保存される様式であること。</p> <p><u>(新設)</u></p> <p>(検査手数料) (略)</p> <p>(組織) (略)</p> <p>(農産物検査員の教育及び訓練) (略)</p> <p>(等級証印<u>及び農産物検査員の認印</u>の管理) 1 等級証印<u>及び農産物検査員の認印</u>の保管場所を特定し、許可なく持ち出せないように厳重に保管していること。 2 <u>農産物検査員の認印の使用を明確に</u></p>
---	--	--	--

<p><u>い表示とならないように、登録検査機関が定める業務規定に検査証明事項の訂正方法を定めるものとする。</u></p> <p>(等級証印の不正使用等)</p> <p>第37条 本会の役職員は、等級証印の不正使用を発見したときは、直ちに会長に報告するものとする。</p> <p>2 会長は、前項の報告があった場合は、速やかに知事に報告する等適切な措置を講じるとともに、地方農政局長又は知事の要請による調査等に協力するものとする。</p> <p>(農産物検査の結果の報告)</p> <p>第38条・第39条 (略)</p> <p>制 定 令和 年 月 日 一部改正 令和 年 月 日</p>	<p>(等級証印の不正使用等)</p> <p>1 不正使用に対して適切な対応をしていること。</p> <p>2 不正使用を発見したときは、適切な措置を講じるとともに、知事の要請による調査等に協力すること。</p> <p>(農産物検査の結果の報告)</p> <p>(略)</p>	<p>(等級証印<u>及び農産物検査員の認印</u>の不正使用等)</p> <p>第37条 本会の役職員は、等級証印<u>及び農産物検査員の認印</u>の不正使用を発見したときは、直ちに会長に報告するものとする。</p> <p>2 会長は、前項の報告があった場合は、速やかに知事に報告する等適切な措置を講じるとともに、地方農政局長又は知事の要請による調査等に協力するものとする。</p> <p>(農産物検査の結果の報告)</p> <p>第38条・第39条 (略)</p> <p>制 定 令和 年 月 日 一部改正 令和 年 月 日</p>	<p><u>しておくこと。</u></p> <p>(等級証印<u>及び農産物検査員の認印</u>の不正使用等)</p> <p>1 不正使用に対して適切な対応をしていること。</p> <p>2 不正使用を発見したときは、適切な措置を講じるとともに、知事の要請による調査等に協力すること。</p> <p>(農産物検査の結果の報告)</p> <p>(略)</p>
--	--	---	--

成分検査委託業務規定記載事項（例）	作成のポイント	成分検査委託業務規定記載事項（例）	作成のポイント
<p>成分検査委託業務規定 （登録検査機関名）</p> <p>第1章 総 則</p> <p>（総 則）</p> <p>第1条～第9条 （略）</p> <p>（検査証明書の交付）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>（委託に係る帳簿の整備）</p> <p>第11条 受託者は委託に係る業務について次に掲げる事情を記載した帳簿を備え、他の業務との区別を明確にしておくものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 成分項目別測定結果</p> <p>七・八 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>別記様式 （成分検査） （略）</p>	<p>（総 則）</p> <p>（略）</p> <p>（検査証明書の交付）</p> <p>（略）</p> <p>（委託に係る帳簿の整備）</p> <p>1 業務内容が明確に整理されるよう規定すること。</p> <p>2 帳簿が必要な期間適正に保存されるよう規定すること。</p> <p>3 帳簿が必要な期間適正に保存されるよう規定すること。</p>	<p>成分検査委託業務規定 （登録検査機関名）</p> <p>第1章 総 則</p> <p>（総 則）</p> <p>第1条～第9条 （略）</p> <p>（検査証明書の交付）</p> <p>第10条 （略）</p> <p>（委託に係る帳簿の整備）</p> <p>第11条 受託者は委託に係る業務について次に掲げる事情を記載した帳簿を備え、他の業務との区別を明確にしておくものとする。</p> <p>一～五 （略）</p> <p>六 成分項目別測定結果及び農産物 検査員の氏名</p> <p>七・八 （略）</p> <p>2・3 （略）</p> <p>別記様式 （成分検査） （略）</p>	<p>（総 則）</p> <p>（略）</p> <p>（検査証明書の交付）</p> <p>（略）</p> <p>（委託に係る帳簿の整備）</p> <p>1 業務内容が明確に整理されるよう規定すること。</p> <p>2 帳簿が必要な期間適正に保存されるよう規定すること。</p> <p>3 帳簿が必要な期間適正に保存されるよう規定すること。</p>